

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和6年11月25日午後2時南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13名

2. 出 席 委 員 13名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一	2 番 高橋 隆	3 番 山岸 誠
4 番 黒澤 ちよ子	5 番 本間 仁一	6 番 青木 憲一
7 番 浅野 厚司	8 番 伊藤 圭一	9 番 神尾 篤志
10番 朝倉 善則	11番 鈴木 正徳	12番 渡沢 寿
13番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂  
同 上 事務局 長 補佐 梅津 智也  
同 上 農地 係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第15号 南陽市農業委員会組織運営検討委員会の審議結果の報告について
日程第5	報第16号 南陽市認定農業者の認定について
日程第6	議第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第40号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第8	議第41号 非農地証明願に対する可否について

5. (開会：ときに午後2時)  
会議の要領 令和6年11月18日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。  
議長(高橋会長) ただ今出席されている委員は、13名であります。  
よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長) それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。  
7番 浅野厚司委員、9番 神尾篤志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 7番 浅野 厚司 委員  
9番 神尾 篤志 委員

議長(高橋会長) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。  
会期は、本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長) 日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長) 次に、日程第4 報第15号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の審議結果の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第15号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の審議結果の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年1月25日付け議第6号をもって設置された南陽市農業委員会組織運営検討委員会において、南陽市農業委員会組織運営検討委員会設置要綱第4条に掲げる事項について調査審議した結果、別紙資料のとおり、令和6年10月15日付け南農委第180-1号で組織運営検討委員会委員長から、一つ目に農業委員・推進委員の定数、二つ目に農業委員会委員の報酬について改正が必要との報告がありましたので、同設置要綱第8条の規定によりご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、報第15号につきまして、ご説明を申し上げます。  
議案書は1ページから4ページになります。

梅津事務局長補佐

1 ページにつきましては、局長の説明にあったとおり、令和6年1月25日付け議第6号で設置された南陽市農業委員会組織運営検討委員会において、設置要綱第4条の事項について調査審議した結果を、要綱第8条の規定により、報告するものでございます。

審議結果について詳しく申し上げますと、2 ページの資料1 番の南陽市農業委員会の委員及び最適化推進委員の定数について、委員定数の総数25人は変更しないで、農業委員の定数を、これまでの「13人」から「14人」に改める。

推進委員の定数を、これまでの「12人」から「11人」に改める。との結果になったものでございます。

次に、2 番の南陽市農業委員会委員の報酬についてでございますが、委員の報酬については平成8年から改正されておらず、さらに県内13市の報酬額を比較したところ、県内で1番もしくは2番目に低かったことから、見直しを行い、会長については、これまでの月額「54,000円」を「70,000円」に改め、職務代理は、これまでの月額「36,000円」を「40,000円」に改め、専門委員長は、これまでの月額「35,000円」を「37,000円」に改め、委員については、これまでの月額「33,000円」を「35,000円」に改めるとの結果になったものでございます。

さらに、上乘せ報酬部分の「年額240,000円以内で市長が別に定める額を加算した額」については、農地利用最適化交付金を財源とするものですが、令和4年度から農地利用最適化交付金が委員の活動実績に応じて交付されることに改正されたことに伴い、本市委員の活動目標の達成度合いが高かったため、今年度末には上限の240,000円近い金額が交付される予定で、来年度は委員の積極的な活動によって上限を超えることも見込まれるため、報酬の見直しと併せて、上乘せ報酬の記載についても、「農地利用最適化活動実績に応じ予算の範囲内で市長が別に定める額」に改正するものでございます。

なお、推進委員の報酬については、平成31年に改正されており、県内で上位の金額であるため、このたびは据え置きとしたものであります。3 ページと4 ページについては、今後、市議会に提案する際の新旧対照表ですので、ご覧ください。

以上でございます。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第15号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 日程第5 報第16号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、報第16号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、令和6年10月22日付け農第1023号で、南陽市長から本委員会に対し、令和7年3月1日付けで6件、令和7年2月1日付けで1件を認定農業者として認定した旨の通知、及び令和6年10月22日付けで認定農業者4件の計画変更があった旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) 　ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 　「なし」の声がありますので、報第16号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 　次に、日程第6 議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 　ただ今上程されました、議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定3件、計5件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第39号について、ご説明申し上げます。  
議案書は8ページと9ページになります。

はじめに、8ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 225㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑515㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、9ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計10,327㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 171㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

嶋貫農地係長 5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 1, 250㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、報告をお願いします。  
はじめに、議第39号 所有権移転の1番2番、及び賃借権設定の3番4番の現地調査について、松田繁徳推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日の朝、松田委員からご報告を頂戴しています。  
1番から4番までの全ての案件について、耕作されており、周辺農地への影響もないことを確認したとご報告いただきました。以上です。

議長(高橋会長) 次に、賃借権設定の5番の現地調査について、峠田一徳推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 11月22日に峠田委員よりご報告いただいています。  
11月21日に現地を確認し、地目は田になっておりますが、果樹を植えるために土盛りされている状況ということでした。  
作付けはされておりましたが、しっかり管理されていて今後果樹を植える予定で準備されている状況と確認していただいています。以上です。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第40号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第40号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので提案するものであります。農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました議第40号について、ご説明いたします。  
議案書は10ページをご覧ください。  
1番につきましては、平成5年2月8日に5条で転用許可になりました件の事業計画変更になります。  
当初計画者の■■■■さんは、一般住宅を建築するため、▲▲字▲▲1、652㎡について転用許可を受け、土地を借受けしたが、敷地東側は庭や通路とする計画を変更し、従前と同様に畑として利用し、耕作を継続してきました。  
そのため、当初の転用事業計画を縮小し、住宅を建築した部分を分筆し、残った今回の申請地を農地として利用するため、事業計画の変更が申請されたものです。  
以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第40号の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番 (山岸誠委員) 11月18日に、私と高橋隆委員、嶋貫農地係長の3名で転用事業計画変更の現地調査を行いました。  
この案件について、申請通りであったことをご報告いたします。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

7番 (浅野厚司委員) 一旦転用された土地なのでしょうか。それとも転用する前に計画の変更が出されたのでしょうか。

嶋貫農地係長 今回は、全体で652㎡あるひとつの土地を、住宅と、庭や通路に利用する目的で一旦転用許可が出ております。  
許可をとった後に住宅を建築されましたが、実態としては、畑の大半の部分をそのまま畑として使っていて、課税上の問題や今後の管理のことも考えて今回の申請に至ったということです。

嶋貫農地係長 当初から分筆をして申請いただければ良かったのですが、分筆する費用が高額になることや、申請者の方が車いすを使用されている方ということもあって、できるだけ広く通路をとりたいということで、広めの転用計画をとられました。

一部分に既に住宅が建っていますが一部分は畑として使っていて、利用状況が分かれている所を分筆してこの度の整理になったという経過でございます。

以上です。

7番 (浅野厚司委員) 一旦宅地になったということでしょうか。それをもう一度農地に戻すのは簡単にできるものですか。

嶋貫農地係長 転用許可をとった時点の畑は、農地法の規制が外れた介在畑になります。平たく言えば、農地以外にも使って良い畑のことです。そして、地目変更登記は、建物が建って宅地として認定されないとできないことになっています。

今回事業計画変更をした所は、転用許可を受けて、建物は建てたものの、まだ地目が変更されていない状況です。実際に建物を建てた所は分筆をして、今後宅地に変更します。今後畑として使用する所は、許可をとって農地以外にも使える状況にはなっているけれども、この事業を縮小する変更をして、畑として使うということです。地目はまだ畑のままですが、転用許可を受けて自由に使える状態の畑なのか、本当の畑なのかによって課税状況が異なるので、本来の畑に戻すという申請です。

今回の案件は、既に地目が宅地になった場所ではなく、規制のない畑を規制のある畑に戻すというものですが、仮に一旦宅地になったとしても、耕せる状態になっていれば、宅地を農地にすることには規制がありませんので可能です。

例えば山林を開墾して田畑にするというのは、農地法の規制がなくて自由にできるのですが、逆に、一旦田畑になると、農地法の規制が入ってしまいます。田畑を田畑以外にする際は許可が必要、田畑以外の土地を田畑にするには許可は必要ないけれども、農地法の規制が入るので、その規制が入るために固定資産の評価額が安く抑えられているという形がとられています。

7番 分かりました。勉強になりました。

(浅野厚司委員)

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございませんか。

8番 (伊藤圭一委員) 事業完了届は出ていなかったのでしょうか。また、既に分筆はされているのですか。

嶋貫農地係長 完了届は出ていません。完了届が出ていれば、許可の取り消しなどその許可自体を見直す手続きが必要ですが、まだそこまで至らず、当初の計画の通路等ができていない状況での申請です。完了前に宅地の所は宅地、畑は畑として使うという事業の変更をして、この変更が終われば完了届を出すということです。

嶋貫農地係長 分筆については以前から相談を受けていましたが、利用状況が違う所について登記をするためにも必要だろうとお話申し上げて、既に分筆済と伺っています。

議長(高橋会長) 伊藤委員よろしいですか。

8番  
(伊藤圭一委員) はい。

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第41号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第41号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第41号につきまして、ご説明します。  
議案書11ページをご覧ください。  
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計3,031㎡が、平成10年頃から耕作せず、山林化して現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。  
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、峠田一徳推進委員より調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 11月22日に峠田委員より現地調査のご報告をいただいております。

現地は、従来果樹園として使われていた場所のようですが、山の中にある農地で、侵入する道路もなく山林化しているということで、申請通りであるのご報告いただきました。

議長(高橋会長) これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和6年11月18日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時24分)